

「安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例」の改正の概要について

1 改正の趣旨

安曇野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 124 号）を、市の廃棄物行政等における現在の課題に対応する独自条例としての機能を拡充するため、安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例（平成 29 年安曇野市条例第 15 号）（以下「新条例」という。）が平成 29 年 6 月議会で可決され、平成 30 年 1 月 1 日に施行になりました。

また、新条例の制定にあたり、一般廃棄物処理業と浄化槽清掃業の許可に係る手数料（額）について見直しを行い、同規定を安曇野市手数料条例（平成 17 年安曇野市条例第 85 号）で規定しました。

2 新条例の概要

①「廃棄物の分別の区分及び排出方法等」

市民が排出する家庭系廃棄物につき、市長が特別の理由があると認めるときを除き、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従わなければならないこと。

事業者が排出する事業系一般廃棄物につき、市長が特別の理由があると認めるときを除き、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法並びに処理方法に従わなければならないこと。

そして、その違反につき勧告、命令を行うことができること（事業者については公表も行うことができること）。

②「家庭系廃棄物の持ち去り禁止」

市及び市長が指定した者（市が委託した収集運搬業者や環境部等）以外の者は、一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された家庭系廃棄物を収集又は運搬してはならないこと。

そして、その違反につき命令、公表を行うことができること。また、当該命令違反につき 20 万円以下の罰金を定めること。

③「公共の場所の清潔の保持」

公共の場所において、廃棄物を排出する所定の場所以外に紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶等の廃棄物を捨てることにより、当該公共の場所を汚してはならないこと。

公共の場所において、ペットのふんを放置してはならないこと。

公共の場所において、印刷物、宣伝物その他の物（以下「印刷物等」という。）を配布し、又は配布させたものは、当該公共の場所及び周辺に印刷物等が散乱したときは、速やかにその場所を清掃し、その印刷物等を適正に処理しなければならないこと。

公共の場所において、土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、当該公共の場所に土砂、がれき、廃材、資材等が飛散又は流出しないよう適正に管理又は処理しなければならないこと。

自動販売機により容器入り飲料等を販売する者は、当該容器入り飲料等の空き容器を分別し、回収するための専用容器を設置し、適正に管理しなければならないこと。

そして、その違反につき自動販売機により容器入り飲料等を販売する者を除き、勧告を行うことができること。

④「土地建物の適正管理」

土地又は建物の所有者及び占有者（以下「土地又は建物の所有者等」という。）は、その所有又は占有する土地又は建物にみだりに廃棄物を捨てられないよう当該土地又は建物を適正に管理しなければならないこと。もし捨てられてしまった場合において、その捨てた者が特定できない場合は、その土地又は建物の所有者等が自らの責任において処理しなければならないこと。

土地又は建物の所有者等が所有又は占有する土地又は、建物に猫その他の動物の死体があったときは、その死体を自ら処分しなければならないこと。

土地又は建物の所有者等はその所有又は占有する土地又は建物につき、物の集積又は放置、草木の繁茂等により、悪臭を発生させる等の周辺の生活環境を害する状態が生じないように、適正に管理しなければならないこと。

これに違反し、害虫、悪臭等が発生し周辺の生活環境を害していると認めるときは、勧告をし、その後著しく周辺の生活環境を害していると認めるときは命令をし、命令に従わないときは、公表を行うことができ、また行政代執行の対象となるときがあること。また、当該命令違反につき5万円以下の過料を定めること。

⑤「一般廃棄物処理業に係る事前手続」

一般廃棄物収集運搬業（積替え保管を行う場合に限る）又は一般廃棄物処分業にかかる許可申請（変更許可申請）や一部の変更届をしようとする者につき、一般廃棄物の処理を行う施設の関係住民に対し、正確かつ誠実に情報を提供するための説明会を開催しなければならないこと。

そして、この規定を遵守していないと認める者につき、勧告を行うことができること。この勧告に従わないときは、その旨を公表できること。

⑥ 「許可申請等の手数料の見直し」

平成 30 年 1 月 1 日以降の許可申請等の手数料額

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区分	金額
法第 7 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1 件につき 10,000 円
法第 7 条第 2 項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新に対する審査	1 件につき 10,000 円
法第 7 条第 6 項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1 件につき 10,000 円
法第 7 条第 7 項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新に対する審査	1 件につき 10,000 円
法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1 件につき 10,000 円
法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1 件につき 10,000 円
一般廃棄物収集運搬業の許可証の再交付	1 件につき 1,000 円
一般廃棄物処分業の許可証の再交付	1 件につき 1,000 円

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区分	金額
法第 35 条の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	1 件につき 10,000 円
浄化槽清掃業の許可証の再交付	1 件につき 1,000 円